

議第二号

徳島県政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十七年十月九日

提出者 全議員

徳島県議会議長 川端正義殿

徳島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

徳島県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「議員に」を「徳島県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）」に改める。

第二条第一項中「議員」を「会派又は議員」に改め、同条第二項中「議長」を「徳島県議会の議長（以下「議長」という。）」に改め、同条第三項中「議員」を「会派又は議員」に改める。

第三条中「議員の職にある者」を「会派」に改める。

第四条第一項中「を月の初日に在職する議員」を「に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派」に改め、同条第二項中「議員」を「議員」に、「除名」を「除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名」に、「みなし」を「みなし。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

第四条に次の二項を加える。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができるない。

第四条の次に次の二項を加える。

（会派結成等の届出）

第四条の二 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、会派は代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は議長が別に定める会派結成届を議長に提出しなければならない。

2 前項の会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派の代表者は、速やかに、議長が別に定める会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、その代表者は、速やかに、議長が別に定める会派解散届を議長に提出しなければならない。

第五条を次のように改める。

（会派の通知）

第五条 議長は、前条第一項の規定による会派結成届の提出があつた会派について、毎年度四月十日までに、別に定めるところにより、知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、前条の規定により会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、別に定めるところにより、速やかに知事に通知しなければならない。

第六条中「係る議員」を「係る会派」に、「当該議員」を「当該会派の代表者」に改める。

第七条第一項中「議員は」を「会派の代表者は」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 一四半期の途中において新たに会派が結成されたときは、第四条の二第一項の規定により会派結成届が提出された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）

分以降の政務活動費を当該会派に対し交付する。

- 4 一四半期の途中において会派の所属議員数に異動が生じた場合には、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分から調整する。

第八条第一項中「議員」を「会派の代表者」に改め、「並びに政務活動費に係る政務活動の実施状況の報告書（以下「事業実績報告書」という。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの收支報告書を当該消滅した日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

第八条第三項中「議員」を「会派の代表者」に改め、「收支報告書に」の下に「政務活動の実施内容を記載した書面及び」を加え、「をもつて」を「の写しをもつて」に改め、同条第四項中「議員」を「会派の代表者」に改め、「及び事業実績報告書」を削り、「領収書等の写し」を「政務活動の実施内容を記載した書面、領収書等」に改め、「支払証明書」の下に「の写し」を加え、同条に次の一項を加える。

5 所属議員が一人の会派において、当該議員が死亡した場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「会派の代表者」とあるのは、「所属議員が一人の会派において、当該議員が死亡した場合にあっては、当該議員の相続人」とする。

第九条中「事業実績報告書、領収書等の写し、支払証明書及び訂正報告書」を「及び訂正報告書並びにこれらに係る政務活動の実施内容を記載した書面、領収書等及び支払証明書の写し」に改める。

第十条を次のように改める。

（政務活動費の返還）

第十条 会派の代表者は、一四半期の途中において会派が消滅したときは、会派が消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

2 会派の代表者は、一四半期の途中において会派の所属議員が減少し、交付を受けるべき政務活動費の額が減少したときは、第六条の規定による通知を受けた後、当該四半期において既に交付を受けた政務活動費の額から当該四半期において交付を受けるべき政務活動費の額を控除した額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

3 会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行つた政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

4 所属議員が一人の会派に対して交付された政務活動費に係る第一項及び前項の規定による返還については、当該議員が死亡した場合にあっては、当該議員の相続人が返還するものとする。

別表調査研究費の項中「議員」を「会派又は議員」に改め、同表研修費の項中「議員が」を「会派又は議員が」に、「及び議員」を「及び会派又は議員」に改め、同表広聴広報費の項及び要請陳情等活動費の項中「議員」を「会派又は議員」に改め、同表会議費の項中「議員が」を「会派又は議員が」に改め、同表資料作成費の項、資料購入費の項、事務

費の項及び人件費の項中「議員」を「会派又は議員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

提案理由

政務活動費の適正な執行及び使途の透明性の確保を図るため、政務活動費の交付対象等を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。